

2017年6月25日 一般社団法人日本心理学諸学会連合第3回社員総会

## 質疑応答の要点（公認心理師に関するQ&A）

Q：本連合社員

A：厚生労働省担当者

（2017年6月25日時点での内容です）

Q1：公認心理師への対応（公認心理師の資格を取得するために修めるべき科目等）は、一大学の複数の部局（学部・学科）に渡ってよいか？

A：法律では「大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として～省令で定めるものを修めて卒業（第7条第1号）」とあり、修める科目が同一の大学内で複数の部局に渡ることは差し支えない。

Q2：卒業時の「学士名」に制約はあるか？

A：前述の法律第7条第1号や同条2号の規定にあるとおり、学士の名称に制約はない。

Q3：担当教員の業績審査（教員審査）は？

A：文部科学省で判断することだが、大学の自主性を重んじるという考え方。必修科目の内容を教授できるかどうか大学に問われる。ただし、実習及び演習の担当教員については要件を定める予定である。

Q4：公認心理師の資格を取得するために修めるべき科目の担当教員は、実習・演習科目以外は公認心理師の有資格者でなくてよいか？

A：担当教官について、公認心理師の有資格者でなければならないという定めは設けられていない。ただし、実習及び演習の担当教員については、公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者である必要がある（当分の間は経過措置あり）。

Q5：2つ以上の大学にまたがって所定の単位を取得することは可能か？

A：前述の規定のとおり「大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として～省令で定めるものを修めて卒業（第7条第1号）」することが受験資格の要件となっている。例えば単位互換制度など、A大学とB大学の関係において、A大学がB大学で履修した科目をA大学における取得単位として認定し、A大学を卒業すればよい。

Q6：法の施行日前に大学（又は大学院）に入学した者に認められる受験資格の特例について

て、合計 12 科目以上相当（大学院の場合は合計 6 科目以上相当）の科目を修めたことの確認はどのように行うのか？

A：現在検討中。例えば、大学が当該科目の内容を履修したことの証明をした書類を、日本心理研修センターが確認するという方法が考えられる。

Q7：科目名にナカグロ（・）の入っているものが多く、この名称では既存の科目と整合しない。新たに開講する必要があるのか？

A：例えば精神保健福祉士の場合のように、一定の範囲で読み替え（具体的な「科目の読み替えの範囲」を示し、この範囲であれば、指定科目に該当する等）ができるように検討する。ただし、読み替えができると示した範囲内で科目の名称を決める必要があると考えている。

Q8：大学で既に精神保健福祉士、社会福祉士の資格取得のコースがある場合、実習先が重なってよいか？ 指導者も同一でよいか？

A：実習先が他の国家資格の実習先と重複することについては差し支えない。一方、指導者の登録制は現時点では念頭にないものの、指導者本人のエフォートの取扱いをどうするのかについて課題がある（どのように換算するかが課題となる）。

Q9：保健医療分野の実習先の確保が難しいが、各大学の努力か？

A：医療機関には実習への協力をしていただけるものと考えているが、個別の実習先の確保は各大学において取り組んでいただきたい。

Q10：保健医療分野以外はどうか？

A：保健医療分野以外の分野における実習は必須とはしていない。制度の実施状況を見ながら、他分野を必須とするかどうかを検討していく。

Q11：児童心理司に公認心理師を含めるか等、職域の拡大はどうか？

A：基本的には、各職域における職種を担当する行政機関の判断と考えている。

以上